

やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金 Q&A

Q1. 国や市町村の補助金と併用は可能ですか。

A1. 可能です。ただし、国や市町村によっては併用を不可としている場合もありますので、国や市町村の各補助金の窓口にご確認ください。

なお、補助対象が同じ県の補助金は併用できません。

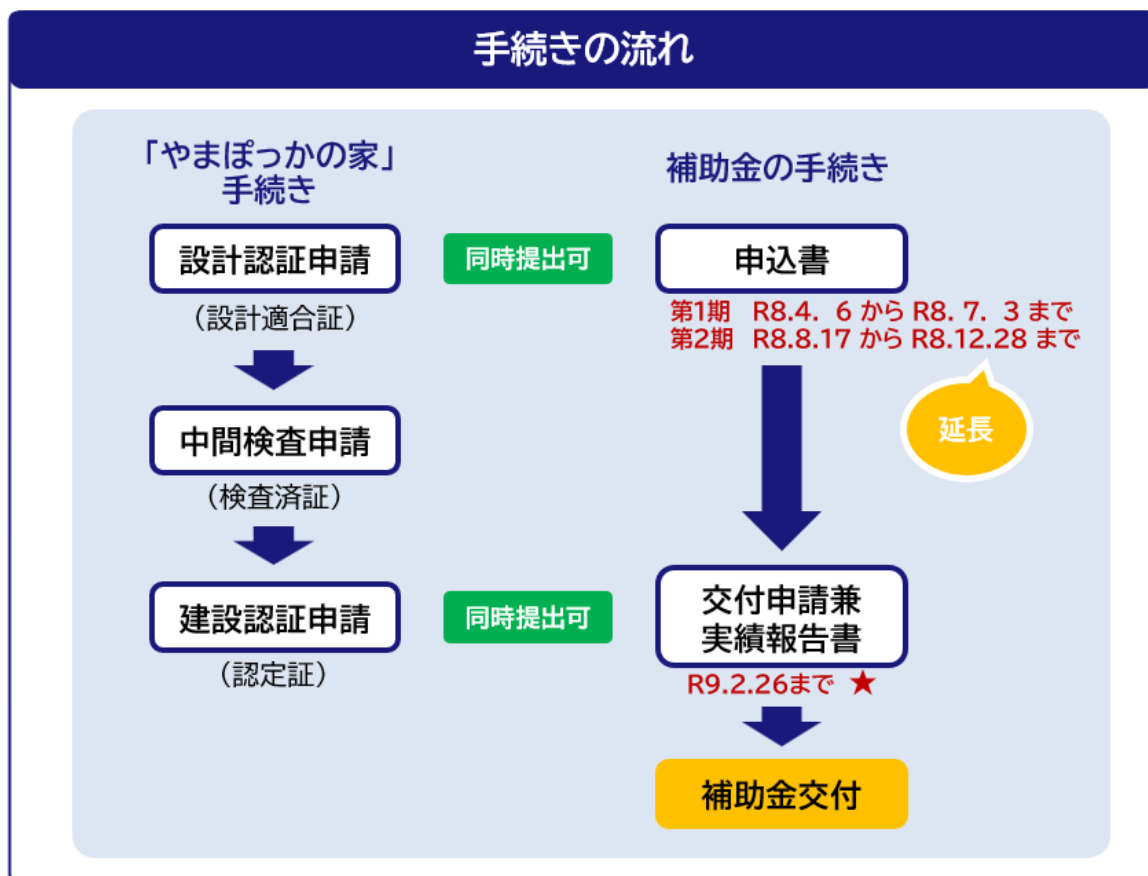
【併用できない県の補助金】

- ・県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
- ・やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金
（「再エネ設備のみ」との併用は可能です。）

また、補助対象者が不正な手段により、補助金の予定者の決定又は交付の決定を受けたことが判明したときは、補助金の予定者の決定又は交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

Q2. 手続きの流れを教えてください。

A2. 以下のとおりとなります。



★イラン情勢による工期遅れなどの理由により、やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、予算の範囲内で、提出期限を令和9年9月30日までとします。
詳しくは、住宅の建設場所を所管する総合支庁建設部建築課へお問い合わせください。

Q3. 申込書の提出期間はいつですか。

A3. 以下の通り、2期に分けて募集しています。なお、休日は除きます。

【第1期】 令和8年4月6日（月）～令和8年7月3日（金）：160戸

【第2期】 令和7年8月17日（月）～令和8年12月28日（月）：100戸

※重要 第2期の申込期間が延長になりました。

Q4. 申込書はどのタイミングで提出しますか。

A4. やまがた省エネ健康住宅の設計認証申請書を提出した後に申込みをすることができます。なお、同時提出も可能です。

Q5. 交付申請書兼実績報告書はどのタイミングで提出しますか。

A5. 住宅が完成し、やまがた省エネ健康住宅の建設認証申請書を提出した後に提出することができます。なお、同時提出も可能です。

Q6. 交付申請書兼実績報告書の提出期限はいつですか。

A6. 原則令和9年2月26日（金）までです。ただし、イラン情勢による工期遅れなどの理由により、やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、予算の範囲内で、提出期限を令和9年9月30日までとします。詳しくは、各総合支庁建設部建築課へお問い合わせください。

Q7. 申請書等に署名や押印は必要ですか。

A7. 署名や押印は不要です。

Q8. 請負契約書の契約者が連名の場合は、申請者はどうすればよいですか。

A8. 請負契約書の契約者が連名の場合の申請者は、契約者の代表者1名としてください。

Q9. 所得制限（所得が1,200万円以下）については、世帯所得と個人の所得のどちらで判断しますか。

A9. 個人（契約者の代表者である申請者）の所得で判断します。

Q10. 建売住宅は補助金の対象となりますか。

A10. 対象となります。（申請時点で竣工日から2年以内で人が住んだことがない住宅に限る）

Q11. 店舗併用住宅は補助金の対象となりますか。

A11. 対象となります。

Q12. 集合住宅（アパート、マンション等）は補助金の対象となりますか。

A12. 対象外となります。

Q13. やまがた省エネ健康住宅の要件となっている気密（C 値）が基準を満たさなかった場合、補助金を受けることはできませんか。

A13. やまがた省エネ健康住宅の認定証の交付を受けることが補助金の要件となっていますので、気密の基準に満たない場合は、補助金の交付を受けることができません。

Q14. 交付申請書兼実績報告書の添付書類である口座振替申出書に、預金通帳の写しを添付することになっていますが、キャッシュカード（口座番号、氏名が確認できるもの）の写しでもよいですか。

A14. キャッシュカードの写しでもよいですが、本・支店名や預金種目など、口座振替申出書の記載内容と全て整合していることが分かる資料も追加で添付してください。

【追加で添付する資料の例】

- ・画面のスクリーンショットを印刷したもの など

Q15. 交付申請書兼実績報告書の添付書類として所得証明書の写しを添付することになっていますが、代わりに他の書類を添付してもよいですか。

A15. 市町村が発行した、所得が 1,200 万円以下であることが確認できる書類であれば支障ありません。

なお、所得とは以下の金額を指します。

- ・ 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入から給与所得控除などの必要経費を差し引いた金額
- ・ 給与所得だけでなく、不動産所得や雑所得なども含めた総所得金額

【所得証明書の写しの代わりにになる書類の例】

- ・ 課税証明書の写し

【所得証明書の写しの代わりにならない書類の例】

- ・ 源泉徴収票の写し

Q16. 交付申請書兼実績報告書の添付書類として住民票の写しを添付することになっていますが、同じ土地での建替えであり、新築住宅の完成前後で住民票の内容に変更が無い場合、新築住宅完成前の日付で発行された住民票の写しの添付でもよいですか。

A16. 新築住宅完成後の日付で発行された住民票の写しの添付が必要です。

Q17. 令和 8 年 2 月 27 日以前に新築工事が完了し、認定証交付日が令和 8 年 2 月 28 日以降である場合、補助金の交付を受けることはできますか。

A17. できません。

認定証交付日・新築工事完了日のいずれもが令和 8 年 2 月 28 日以降である必要があります。

※新築工事完了後に売買契約を締結した建売住宅は、引渡し日が令和 8 年 2 月 28 日以降である必要があります。

Q18. 補助金の申込みを行った後に辞退した場合、改めて申込みを行うことはできますか。

A18. 広く多くの方に利用いただけるように、補助金の申込みは住宅1戸につき1回に限ります。

申込みを行った後に辞退された住宅については、以後、当該補助金の交付は受けられませんので、申込みのタイミングについては十分にご検討ください。

Q19. 子供の学区の関係で、期限までに住民票の写し（住民登録している住所が補助対象住宅の住居表示と同一であることが確認できるもの）の提出ができません。期限後に提出することができますか。

A19. 期限までに必要書類をすべて提出できない場合は、理由を問わず補助金の交付を受けることができませんので、十分にご注意ください。

なお、学区の関係で住民票の移動ができない場合がありますので、転居を予定している場合は、事前に学校等にご確認ください。